



答申第 450 号  
平成 26 年 8 月 5 日

神戸市教育委員会  
教育長 雪村 新之助 様

神戸市個人情報保護審議  
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第3項の規定に基づき、平成 26 年 8 月 5 日付神  
教委健第 806 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申し  
ます。

記

神戸市立中学校給食予約管理システム導入に伴う  
個人情報の収集について  
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

- 1 中学校給食の実施にあたり、別紙に掲げる飲用牛乳の中止申請に係る個人情報  
を収集することについては、当該事業を安全・確実に実施するために必要不  
可欠であり、公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実にかつ速やかに廃棄する  
等適正な維持管理を行わなければならない。

神戸市立中学校給食予約管理システム導入に伴う  
個人情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

【中学校給食における飲用牛乳の中止申請に関する情報】

生徒

中学校名

学年・組・番号

氏名 (カナ)

氏名 (漢字)

乳アレルギー等飲用牛乳中止理由 (乳アレルギー, 乳糖不耐症, その他)

過去の医療機関受診実績 (受診医療機関名, 最終受診日)

保護者

氏名 (カナ)

氏名 (漢字)



答申第 451 号  
平成 26 年 8 月 5 日

神戸市教育委員会  
教育長 雪村 新之助 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 26 年 8 月 5 日付け神教委企第 618 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市立中学校給食予約管理システム導入に伴う  
就学援助に関する情報の提供について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 中学校給食の実施にあたり、給食費支払いの対象外となる就学援助の被認定者に関する情報を提供することについては、当該事業の適正かつ効率的な事務執行の確保並びに市民サービス向上の観点から公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市立中学校給食予約管理システム導入に伴う  
就学援助に関する情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【就学援助の被認定者に関する情報】

生徒

個人ID

学校ID

学校名・学年・組

氏名(カナ)

生年月日

認定状況

支給開始日

支給終了日



答申第 452 号  
平成 26 年 8 月 5 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成26年8月5日付け神保総保第1008号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市立中学校給食予約管理システム導入に伴う  
生活保護に関する情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 中学校給食の実施にあたり、給食費支払いの対象外となる生活保護の被保護者に関する情報を提供することについては、当該事業の適正かつ効率的な事務執行の確保並びに市民サービス向上の観点から公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市立中学校給食予約管理システム導入に伴う  
生活保護に関する情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【生活保護の被保護者に関する情報】

生徒

所管行政区

世帯番号

員番号

氏名 (カナ)

生年月日

保護開始年月日

保護廃止年月日

分離年月日

分離解除年月日

停止年月日

停止解除年月日

在籍校名

世帯主

氏名 (カナ)



答申第 453 号  
平成 26 年 8 月 5 日

神戸市教育委員会  
教育長 雪村 新之助 様

神戸市個人情報保護審議  
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 26 年 8 月 5 日付け神教委健第 806 号・2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市立中学校給食予約管理システムの導入について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 中学校給食の実施に伴い、給食の予約申込や給食費の徴収・管理等の実施のため収集・提供を受けた個人情報の電子計算機処理を行うことは不可欠であり、これにより当該事業の迅速・効率的な実施が可能となり、公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市立中学校給食予約管理システムの導入について  
(条例第 11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当する項目

【中学校給食の利用登録に関する情報】

生徒

中学校名

学年・組・番号

氏名 (カナ)

生年月日

保護者

電子メールアドレス (任意)

教職員

中学校名

氏名 (カナ)

職員番号

学年及び組 (任意)

◎【中学校給食における飲用牛乳の中止申請に関する情報】

生徒

中学校名

学年・組・番号

氏名 (カナ)

飲用牛乳の中止の有無

◎【就学援助の被認定者に関する情報】

生徒

個人 I D

学校 I D

学校名・学年・組

氏名 (カナ)

生年月日

認定状況

支給開始日

支給終了日

◎【生活保護の被保護者に関する情報】

生徒

所管行政区



世帯番号

員番号

氏名 (カナ)

生年月日

保護開始年月日

保護廃止年月日

分離年月日

分離解除年月日

停止年月日

停止解除年月日

在籍校名

世帯主

氏名 (カナ)